河川敷地占用許可準則(以下、「準則」という。)第二十二第1項及び同第2項の規定に基づき、都市及び地域の再生等のために利用する施設が占用することができる河川敷地の区域(以下、「都市・地域再生等利用区域」という。)を指定するとともに、当該都市・地域再生等利用区域における都市及び地域の再生等のために利用する施設に関する占用の方針(以下、「都市・地域再生等占用方針」という。)及び当該施設の占用主体(以下、「都市・地域再生等占用主体」という。)を次のとおり定める。

令和5年10月11日

九州地方整備局長

## 第1 都市·地域再生等利用区域

川内川水系川内川流域(鶴田ダム)で別図に示す区域

## 第2 都市·地域再生等占用方針

(1) 占用の許可を受けることができる施設

広場、イベント施設、遊歩道、食料貯蔵施設、及びこれら施設と一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ等

(準則第二十二第3項第一号、第二号、第三号、第六号及び第十一号)

## (2) 許可方針

- 1. 河川管理者が必要として付した許可条件を遵守すること。
- 2. 占用の許可を受けることができる施設及びその周辺においては、良好な水 辺空間を確保するため清潔の保持に努めること。
- 3. 占用の許可期間中に河川利用者等から占用の許可に関する苦情があった場合は、都市・地域再生等占用主体が解決に努めること。
- 4. 施設の使用にあたっては、その機能や稼働の支障とならないよう、措置を 講ずること。
- 5. 施設の使用に対し、河川管理者から指示があった場合は、その指示に従うこと。
- 6. 降雨、水位、風、地震、津波等の情報を常に把握し、危険の恐れがある場合は施設の使用を中止し、速やかに河川管理者に連絡すること。
- 7. 河川管理者が緊急的に施設を使用する場合は、直ちに使用を中止すること。
- 8. 施設の使用を中止した場合は、利用者を円滑に避難させること。

- 9. 施設使用者に占用施設の使用をさせる場合には、使用契約を締結し、当該施設使用者を適切に指導監督すること。
- 10. 施設使用者に占用施設の使用をさせることにより施設利用料を得る場合には、その収入を、当該占用許可を受けている河川敷地における施設の維持管理及び良好な水辺空間の保全、創出を図るための費用に充てること。
- 11. 施設利用料の徴収及び活用状況を、河川管理者に、年1回以上で河川管理者が定める回数報告すること。

## 第3 都市·地域再生等占用主体

(1)都市・地域再生等占用主体 さつま町(準則第二十二第4項第一号)



